

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

● 建築基準法による一団地の区域の認定取消し……………

……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………

● 建築基準法による一定の一団地の区域……………(同)……………

● 建築基準法による道路位置の指定の変更……………

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………

公告

● 開発行為に関する工事完了……………

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………

● 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

● 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(同)……………

● 争議行為の予告……………

……………(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………

正誤

○ 平成六年三月二十九日付東京都告示第三百二十五号……………

告示

● 東京都告示第八百二十号

平成二十一年東京都告示第八百三十三号により告示した一団地等の区域について、建築基準法(昭和二十五年法律第二

百一号)第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年四月十二日

東京都知事 舩 添 要 一

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日

認定を取り消した区域の地名地番 取消年月日

目黒区中目黒二丁目十六番から二十番 平成二十八年三月まで、二十六番から二十八番一まで、 月十七日

三十一番二、同番四、二百八十三番三、三百四番及び三百五番一並びに渋谷区 恵比寿南三丁目四十八番一

● 東京都告示第八百二十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年四月十二日

東京都知事 舩 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

目黒区中目黒二丁目十七番から十九番まで、二十八番一、三十一番二、 平成二十八年三月十七日

同番四、二百八十三番三及び渋谷区 恵比寿南三丁目四十八番一の各一部

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

● 東京都告示第八百二十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による

平成二十八年二月八日

小平市花小金井南町一丁目八百九十番十路の一部

延長 六三九・五九幅員 六・〇〇

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年四月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

小平市花小金井南町一丁目八号 新宿区西新宿二丁目四番一

住友不動産株式会社 代表取締役 仁島 浩順

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年四月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十八年四月十二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 (仮称)新日比谷プロジェクト
- 二 店舗所在地 千代田区有楽町一丁目十二番一ほか
- 三 設置者名 三井不動産株式会社
- 四 設置者住所 中央区日本橋室町二丁目一番一号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定
- 六 新設をする日 平成三十年二月一日
- 七 店舗面積の合計 九千五百五十平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 九十五台
- 九 駐輪場の位置及び 店舗内 二十台

収容台数

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 百六十四平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 三十五・九七立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 二十四時間営業ほか

十三 来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間

十四 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二か所 店舗西側ほか

十五 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 二十四時間

十六 届出日 平成二十八年三月十四日

十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十八 縦覧期間 平成二十八年四月十二日から同年八月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 (仮称)ホームセンターコーナン 北区王子店
- 二 店舗所在地 北区堀船一丁目二十三番一ほか

三 設置者名 コーナン商事株式会社

四 設置者住所 大阪府堺市西区鳳東町四丁四百一番地一

五 小売業を行う者の氏名又は名称 コーナン商事株式会社ほか未定

六 新設をする日 平成二十九年三月一日

七 店舗面積の合計 九千八百一平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 四百九十七台

九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗北側 三百九十三台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗南側 二百二十七平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗南側 五十一・四三立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前六時三十分ほか

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時から午後十時三十分までほか

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 三か所 店舗北側ほか

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

- 十七 届出日 平成二十八年三月二十八日
- 十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間
平成二十八年四月十二日から同年八月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年四月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十八年四月十二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 西友蓮根坂下店
- 二 店舗所在地 板橋区坂下二丁目二十三番一号
- 三 設置者名 合同会社西友
- 四 設置者住所 北区赤羽二丁目一番一号
- 五 変更前の店舗名 (仮称)西友板橋坂下店

- 六 変更後の店舗名 西友蓮根坂下店
- 七 変更前の店舗所在地 板橋区坂下二丁目二十三番五号
- 八 変更後の店舗所在地 板橋区坂下二丁目二十三番一号
- 九 変更前の設置者の代表者名 スティーブン・ヘイズ・デिकास
- 十 変更後の設置者の代表者名 上垣内 猛
- 十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友
- 十二 変更前の小売業者の代表者名 スティーブン・ヘイズ・デिकास
- 十三 変更後の小売業者の代表者名 上垣内 猛
- 十四 変更日 平成二十七年五月十二日ほか
- 十五 届出日 平成二十七年十二月二十二日
- 十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十七 縦覧期間 平成二十八年四月十二日から同年八月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 一 店舗名 東武会館・池袋西口民衆ビル・東武南館・池袋ターミナルビル
- 二 店舗所在地 豊島区西池袋一丁目一番二十五号ほか

- 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか三名
- 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか
- 五 変更を行った設置者名 株式会社東武百貨店
- 六 変更前の設置者の代表者名 島田 義彦
- 七 変更後の設置者の代表者名 岩瀬 豊
- 八 変更日 平成二十八年三月一日
- 九 届出日 平成二十八年三月十六日
- 十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十一 縦覧期間 平成二十八年四月十二日から同年八月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 一 店舗名 三井アウトレットパーク多摩南大沢
- 二 店舗所在地 八王子市南大沢一丁目六百番地
- 三 設置者名 三井不動産株式会社
- 四 設置者住所 中央区日本橋室町二丁目一番一号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ラストコールほか八十四名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社サンエー・インターナショナルほか八十八名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社サンエー・インターナショナルほか三十九名

称

八 変更前の小売業者の住所
渋谷区渋谷一丁目二番五号 アライプ美竹ビル(株式会社ラストコール)ほか

九 変更後の小売業者の住所
港区北青山一丁目二番三号(株式会社サンエー・インターナショナル)ほか

十 変更前の小売業者の代表者名
広瀬 聖(株式会社ラストコール)ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名
小見山 定三(株式会社サンエー・インターナショナル)ほか

十二 変更日
平成二十七年十一月十三日ほか

十三 届出日
平成二十八年三月十七日

十四 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間
平成二十八年四月十二日から同年八月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名
(仮称)銀座六丁目計画

二 店舗所在地
中央区銀座六丁目十番一号ほか

三 設置者名
株式会社大丸松坂屋百貨店

四 設置者住所
江東区木場二丁目十八番十一号

五 変更前の店舗名
株式会社大丸松坂屋百貨店 松坂屋東京銀座支店 本館・別館・北館

六 変更後の店舗名
(仮称)銀座六丁目計画

七 変更前の設置者の代表者名
山本 良一

八 変更後の設置者の代表者名
好本 達也

九 変更前の小売業者の氏名又は名称
株式会社大丸松坂屋百貨店

十 変更後の小売業者の氏名又は名称
未定

十一 変更日
平成二十八年二月五日ほか

十二 届出日
平成二十八年三月二十三日

十三 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十四 縦覧期間
平成二十八年四月十二日から同年八月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十五 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名
銀座三越共同ビル

二 店舗所在地
中央区銀座四丁目六番十六号

三 設置者名
株式会社三越伊勢丹ほか十一名

四 設置者住所
新宿区新宿三丁目十四番一号ほか

五 変更を行った設置者名
株式会社いさみや

六 変更前の設置者住所
新宿区歌舞伎町二丁目九番十七号

七 変更後の設置者住所
新宿区新宿三丁目十七番一号

八 変更前の設置者の代表者名
川瀬 浩二

代表者名

九 変更後の設置者の代表者名
川瀬 真人

十 変更前の小売業者の氏名又は名称
株式会社三越伊勢丹ほか四名

十一 変更後の小売業者の氏名又は名称
株式会社三越伊勢丹ほか五名

十二 変更を行った小売業者の氏名又は名称
株式会社いさみや

十三 変更前の小売業者の住所
新宿区歌舞伎町二丁目九番十七号

十四 変更後の小売業者の住所
新宿区新宿三丁目十七番一号

十五 変更前の小売業者の代表者名
川瀬 浩二

十六 変更後の小売業者の代表者名
川瀬 真人

十七 変更日
平成二十八年一月二十七日ほか

十八 届出日
平成二十八年三月二十九日

十九 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

二十 縦覧期間
平成二十八年四月十二日から同年八月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十一 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

争議行為の予告について

スカンジナビア航空労働組合執行委員長國府田栄から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年三月二十九日にあつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年四月十二日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

平成二十八年度春闘要求事項全般に関する件

二 日時

平成二十八年四月十三日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

スカンジナビア航空東京支店 港区芝公園三丁目一番

十三号 アーバン芝公園二階

四 種類

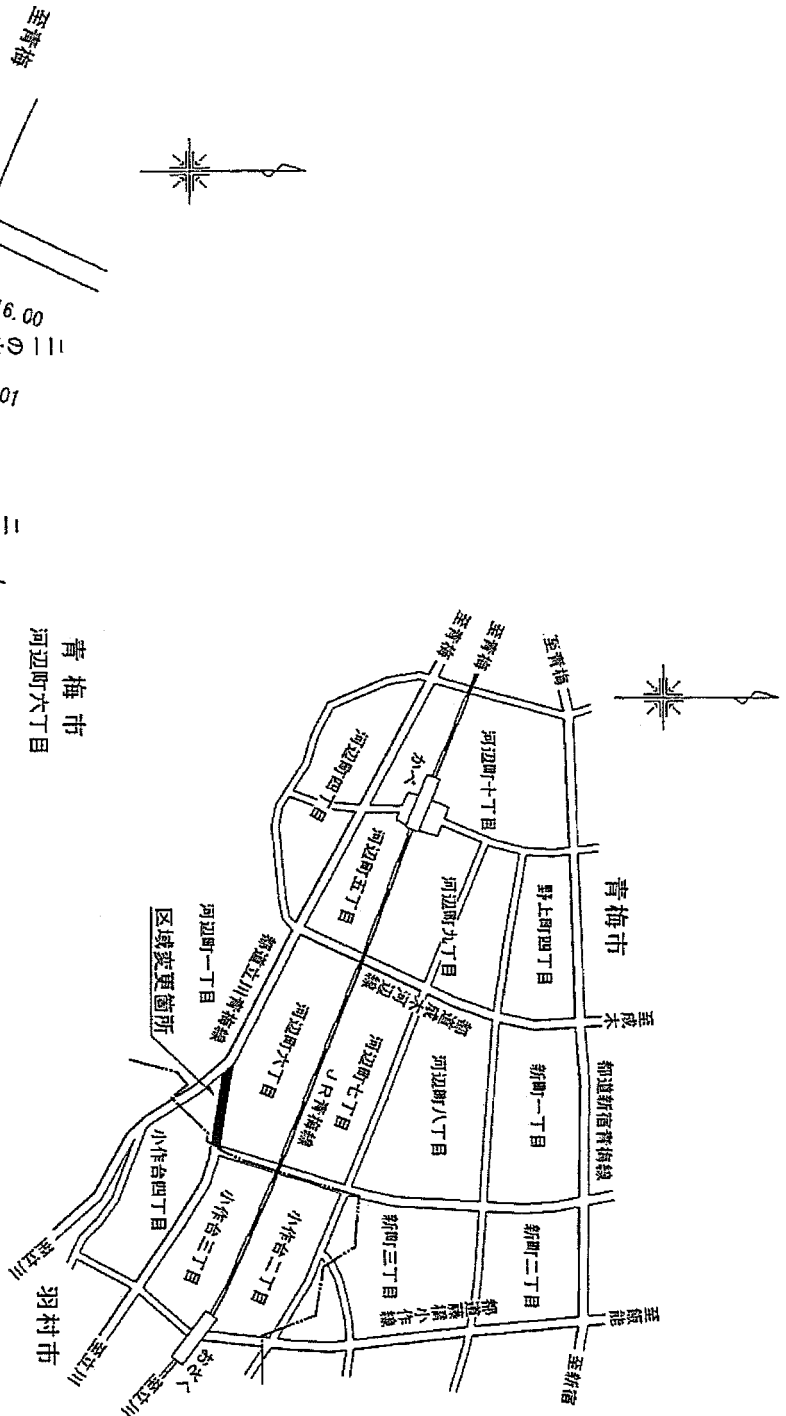
記載の全職場において、ストライキを含む一切の争議行為の一部、または全部を、単独にまたは併用して実施する。（以上原文のまま掲載）

正 誤

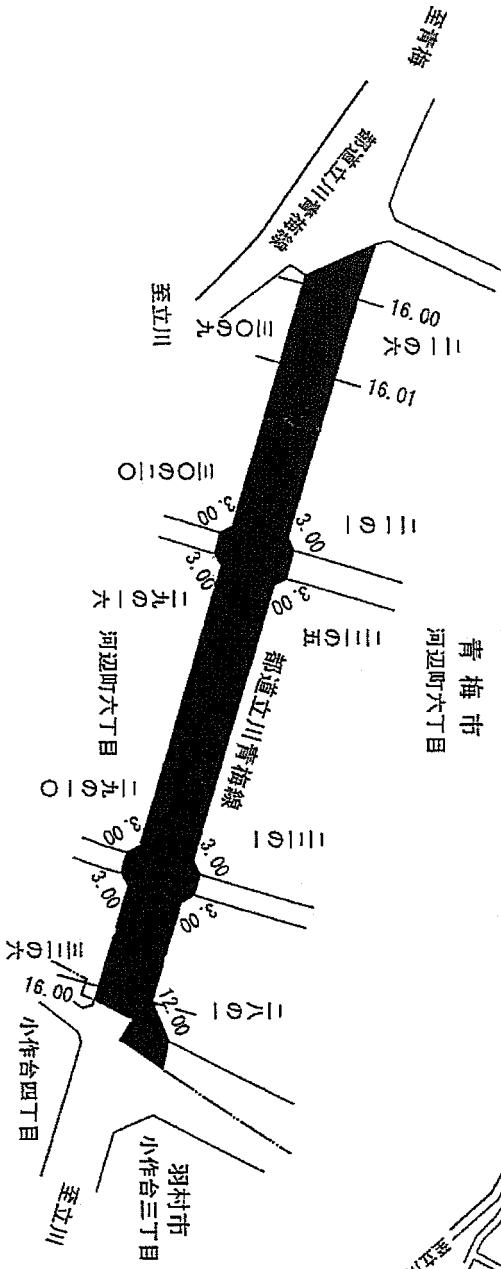
○平成六年三月二十九日付東京都告示第三百二十五号

十一ページの別図を次のように訂正する。

別図
都道立川青梅線区域変更略図
青梅市河辺町六丁目地内



延長 二三六・五五メートル
面積 三、六八九・七四平方メートル



発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三三二二)一〇一一(代)

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001